

◇ 会社再建のために私財を提供した場合

Q : 会社の社長等が私財を処分して会社の債務を弁済した場合の取扱いが明らかにされたようですが、どのような内容ですか。

A : 保証債務を履行するための資産の譲渡で一定の要件を満たすものについては所得税が非課税とされます。

【解説】

社長等が自らの資産を譲渡して会社の保証債務を履行した場合、通常、所得税がかかるのですが、会社に対する求償権が行使不能の場合には、所得税がかからないこととなっています。

実務では、会社が解散した場合にこの規定が適用されるとされてきましたが、このたび明らかにされた取扱いによると、会社が解散していなくても、次の要件のすべてを満たすときは、この規定の適用があるということです。

- ① その代表者等の求償権が、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
- ② 会社が、その求償権を放棄しても、なお債務超過の状況にあること。

なお、確定申告時に上記の要件を満たしていなくても、その後、要件を満たす状態になったときは、その状態になってから2ヶ月以内に更正の請求ができるということです。

